

# RAFIQ

## 2023 年度事業報告

2023 年 9 月 1 日～2024 年 8 月 31 日

### はじめに

2023年末時点で紛争や迫害により強制移動を余儀なくされた人の数は、日本の人口とほぼ同じ1億1,730万人（UNHCR発表）になった。世界の紛争は止まず、昨年10月からはパレスチナのガザ地区でも戦闘が続いている。

日本に逃れてくる難民も増え、2023年は過去2番目に多い13,823人が難民認定申請を行った。日本の認定者は303人と過去最高であるが、内訳はアフガニスタン237人、ビルマ（ミャンマー）が27人で、その他の地域からは39人しか認定されていない。ガザやアフガニスタン同様に紛争で国土が破壊されているスーダンの支援難民は一人も認定されていない。紛争地から入国した難民が空港で収容された事例もあった。

6月10日に改正入管法が施行された。この法律では、難民申請を3回以上行った人を送還できるようになったが、その他の変更も含め、運用の実態はまだ見えていない。

これまで支援対象者は入管に収容されているか仮放免の人が多かったが、今年度は空港で収容されていた9名を解放し、9名とも在留資格を得て入国することができた。入管に収容された人の支援は3名のみであった。

今年度は、支援対象者のうち、コンゴ民主共和国とアフガニスタンの各1名が難民認定されたが、難民申請後1年以内に結果が出たのはこのアフガニスタン人のみで、審査が長期化している。また、難民不認定に対する審査請求時の口頭意見陳述は10名に実施されたが、これらの結果もまだ出ていない。

難民不認定の取消しを求めた裁判では、昨年ウガンダ難民に続き、7月に北アフリカの難民が勝訴したが、この人は控訴され高等裁判所での審議に移って

いる。

日本は、国連の自由権規約委員会から「難民及び庇護申請者を含む外国人の処遇」に関して国際基準に沿うよう勧告され、2025年までにその実施に関する情報を提供するように求められている。このような機会に、日本で難民保護が進まない現実を国際社会にも伝えられるよう、他の支援団体と一致協力していく必要がある。

支援対象者の増加に対応するため、7月には2か所目となるシェルターを新設し、近隣の会員や団体が協力して日本語のできない難民に寄り添った支援をすることができた。

8月末の会員数は122名となった。難民初級講座の受講を機にほぼ毎月、新規の会員登録があった。また、会員が活動に参加しやすい工夫を重ねるとともに、より多くの方から難民への理解が得られるようにイベント等も多数開催した。

その結果、昨年度より多くの会員や関係者の協力を得て、幅広く難民支援の活動を継続することができた。

## 1. 法的支援（難民への法的支援事業）

### <支援対象者の状況>

対象者 16か国49名（うち新規の対象者14名）

主な出身国 スーダン、イエメン、コンゴ民主共和国、エジプト、アフガニスタン

- ・難民認定 2名 コンゴ民主共和国、アフガニスタン各1名
- ・補完的保護認定者 1名 スーダン
- ・難民申請中 1回目31名、2回目5名、3回目2名
- ・訴訟中（難民不認定取消請求、在留特別許可不許可取消請求等）  
2024年7月に北アフリカ難民が勝訴するも国側が控訴  
地方裁判所1名、高等裁判所1名（2024年8月末時点）
- ・訴訟終了 エジプト人1名が高裁で調整受け入れ 在留特別許可により在留資格取得
- ・仮放免者 9名（全員、RAFIQが保証人）

### <活動状況>

- ・相談者への聞き取りを丁寧に行い、難民条約の難民に該当すると思われる14名を新規の支援対象者とした。
- ・関西国際空港で留め置かれた難民への支援策として、加盟するなんみんフォーラム

(FRJ) と協力して収容代替措置を行った。これにより 9 名が入管に収容されずに入国することができた。

- 新規の支援対象者は、ほとんどが紛争国や人権侵害で有名な国の出身であるが、1 年以内に難民認定の結果が出ている人はいない。
- 2023 年 12 月、2019 年に難民認定を申請し審査請求中だったコンゴ民主共和国の 1 名が認定された。難民認定までに 4 年を要している。
- 2024 年 7 月には、2023 年 8 月に難民認定を申請したアフガニスタンの 1 名が認定された。日本政府関係者ではないアフガニスタン人が一時手続きで難民認定されたことは意味のあることといえる。
- 2022 年度は、支援対象者が難民不認定に対して行った審査請求で、難民審査参与員の質問を受ける「口頭意見陳述」が一人も実施されなかったが、2023 年 9 月からは 10 名に実施された。そのすべてに代理人として参加し、弁護士と連携して意見を述べることもできた。また、支援者が同席することで当事者が安心して意見陳述に臨む一助になれた。しかし、その全員がコロナ禍となる前から申請しているにも関わらず、難民認定には至っていない。
- 支援難民の約 8 割に弁護士が 1～3 名受任している。弁護士を探すことは容易ではないが、大阪弁護士会や西日本難民弁護団などとの協力体制により担当弁護士を付けることができた。
- 裁判支援の状況

2024 年 7 月には北アフリカの LGBT 難民が難民不認定取消訴訟に勝訴したが、国に控訴され高等裁判所で裁判が継続することとなった。この人は仮放免中であり、裁判が長引くことにより、市民的権利が奪われた状態が続いている。

エジプト出身の 1 名は、2 回目の難民認定申請後に在留資格が更新されないことに対して、在留期間更新不許可処分取消訴訟を行い、大阪地裁で争ってきた。結論は出ず裁判所の調整により在留特別許可を得ることができた。在留資格があっても 2 回目の難民認定申請中にその資格が更新されなければ、収容されるおそれがあるため、この問題への対応も必要となっている。

- 法的支援を充実させるため、支援対象者一人に対して複数名で対応することや、法的支援実務マニュアルの作成にも着手した。しかし、世界情勢の不安定化に伴い、難民該当性の高い人からの相談が増え、聞き取りや資料作成などに時間を要することとなった。特に英語以外の言語の人が多く、通訳・翻訳に苦労した。
- 相談者が増え続けるなか、引き続き昼間に対応できる会員は限られているため、特定のメンバーへの負担が大きくなっている。今後、さらに法的支援メンバーを増員する必要がある。

## 2. 生活支援（難民への生活支援事業）

### <支援内容と件数・対象者数>

- ・生活費支援 19件 アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）保護費申請、生活保護申請の手続きを含む。
  - ・住居支援 26件 シェルター提供、ゲストハウス紹介、家賃補助、市営住宅入居支援、住居保証人など
  - ・医療支援 8名
  - ・支援物資配送 18件 25名
  - ・就労支援 15件
  - ・日本語教室・夜間中学入学支援 14名
  - ・公共団体への手続き支援 14名
- その他 同行支援など

### <活動状況>

- ・新規に面談を行った難民のほとんどが困窮と住居支援を訴えている。
- ・OSAKA なんびんハウスのシェルター（定員2名）だけでは、住居のない人への対応ができずにゲストハウスを利用することがあり、金銭的な負担も大きくなった。
- ・一度に8名の難民の支援が必要になり、シェルターを持つ団体の協力を得て対応した。
- ・7月には尼崎市の住環境支援事業「REHUL（リーフル）」により、2か所目のシェルター（3LDK）を開設し、緊急対応できるようになった。
- ・所持金が不足している難民には、アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）の保護費申請を支援した。RHQの保護費が4月から1日2,400円に増額されたが、物価高や光熱費の高騰でぎりぎりの生活をしている人がほとんどである。
- ・就労可能な在留資格が出るとすぐにRHQの保護費給付が中止されることがあり、安定した職に就けるまで支援が必要になった。
- ・医療支援については、英語以外の言語に対応できる病院がなく、近隣の会員が乳幼児の予防接種に同行したり、通訳、各種手続きなどの支援をした。会員の医療関係者にも協力を依頼して対応した。
- ・難民認定申請後2か月から8か月後に就労可能な在留カードが付与されるケースが増えた。在留カードがあると、住民登録や健康保険への加入が可能になるが、日本語ができない難民本人では対応できず、また関係機関からも同行を求められることが多く、同行支援が増えた。
- ・就労可能な難民が増えたが、日本語ができない在留資格6か月（特定活動）の人がすぐに仕事を見つけることは困難である。生活支援を担当する会員が難民の仕事を探し、

面接に同行するなどして就職活動を支援している。

- ・「個別支援」の体制を作り、法的支援メンバーが責任者となり生活支援の各分野のメンバーと連携や情報共有を行うことで、難民に寄り添った支援が強化された。
- ・生活支援についても法的支援と同様に実務マニュアルを作成し、相互に相談できる体制づくりが進んだ。

### 3. 市民啓発（難民問題についての理解を促進する事業）

#### <活動実績>

##### イベント・セミナー

- 2023年9月15日 出前講座 名古屋難民支援室  
21日 出前講座 大阪府立藤井寺高校  
11月8日 出前講座 兵庫県立尼崎小田高校  
15日 出前講座 龍谷大学  
12月17日 「ワン・ワールド・フェスティバル for Youth 2023」にアムネスティ・インターナショナル日本 関西連絡会とともにプログラム出展
- 2024年2月3・4日 「ワン・ワールド・フェスティバル2024」にブース出展  
10日「おおさか人権フェスタ」にブース出展  
23・24日「大阪マラソンEXP02024」にブース出展  
25日大阪マラソンの寄付先団体となり、チャリティランナー7名が参加
- 3月23日 出前講座 尼崎立憲フォーラム  
4月18日 出前講座 同志社大学  
5月4日 高槻ジャズストリートにブース出展  
6月15日 世界難民の日イベント  
アムネスティ・インターナショナル日本 関西連絡会との共催で  
講演会「外国人のヒューマンライツ」開催  
23日 難民カフェスペシャル 映画×難民による故郷の料理×トーク  
サロン・ド・アマント天人との共催で「医学生ガザへ行く」上映  
8月10日 出前講座 日本トラウマティック・ストレス学会

##### 定例企画

- ・毎月第2土曜日 初級難民講座「難民についてもっと知りたい」&ボランティア説明会オンライン開催
- ・毎月第3火曜日 「難民カフェ」（難民の問題をテーマにした交流会）

場所: カフェ「サロン・ド・アマント天人」(大阪市北区)

## WEBでの情報発信

ホームページ イベント案内など随時更新

メルマガ「RAFIQ Magazine」毎月1回(8月を除く)651名(7月実績)に配信  
SNS X(旧Twitter)、Facebook 随時発信

## 報道

2023年10月19日 共同通信 たどり着いた関空で収容/参与員は話聞かず不認定に  
/ウガンダの性的少数者

2023年11月30日 共同通信 北アフリカ難民本人尋問記事

2024年6月10日 毎日新聞 北アフリカ難民記事

2024年6月29日 朝日新聞 難民不認定取消訴訟記事

7月4日・5日 朝日新聞、毎日新聞、NHK等 難民不認定取消訴訟勝訴の報道

## 寄稿・取材協力

2023年10月 移民・難民支援基金

2024年7月 部落解放大阪府民共闘会議

資料室 まちライブラリーを運営

## <主な取り組み>

- ・難民問題の理解促進のため、例年以上に多くのイベントに参加し、直接語りかける情報発信に注力し、難民支援の活動を広くPRすることができた。
- ・約80団体が出展する「ワン・ワールド・フェスティバル」には、4年ぶりに出展し、他の国際協力団体と交流する機会も得た。
- ・大阪マラソンの寄付先団体に初めて選ばれ、チャリティランナーが参加することで、約80万円の寄付を集めることができた。
- ・2023年にNPO法人になったことにより、今まで関係が築けていなかった団体からも

出前講座を依頼されるようになった。

- ・ 難民初級講座を毎月開催し、幅広い年齢層からの参加があり、ボランティア登録や会員登録につなげることができた。
- ・ 国内外の難民の状況や入管法改正に関する問題などを、タイムリーに情報発信し、メールマガジンの読者やSNSのフォロワーは増え続けている。
- ・ メールマガジンは、研究者や弁護士による解説、難民当事者の声などを随時掲載して独自性のある記事構成とし、登録読者数は1年で約120名増え、650名を超えた。
- ・ 難民支援に役立つ書籍や資料を収集し、まちライブラリーとして一般の方の閲覧にも対応している。

#### 4. 政策提言（難民に関する調査・研究及び政策提言事業）

##### <主な取り組み>

- ・ 2021年に廃案になった入管法改正案が大きな変更のないまま成立し、2024年6月に施行されたが、加盟する難民支援団体のネットワーク「なんみんフォーラム」(FRJ)や「移住者と連帯する全国ネットワーク」(移住連)などで「難民の送還ではなく保護を」と訴える取り組みを続けた。そのことも奏功して、大阪弁護士会や西日本難民弁護団の協力を得ることができ、難民を受任する弁護士が増えた。
- ・ FRJなどと協力して、難民が収容されない取り組みや難民事業本部(RHQ)の保護費増額の取り組みを行った。保護費については2024年4月から、従来の一日本1,600円が2,400円に増額された。
- ・ 難民申請者への関西での支援事例を積極的に紹介し日本政府や国際機関とも意見交換し、日本に求められる難民保護に関する加盟団体の提言等に協力した。
- ・ ガザの停戦を求める国会議員への要望書や、仮放免者の住居確保を求める国への要望書の賛同団体となった。
- ・ 取材やインタビューにもできる限り応じるようにした。2024年7月に北アフリカ難民が難民不認定取消訴訟で勝訴したことは関西の多くのマスコミで報道された。
- ・ 今年度は特に生活支援を通じて、困窮者を支援する他の団体との連携を強化し、それにより関西でのネットワークを拡大することができた。

# 活動計算書

2023年 9月 1日 ～ 2024年 8月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	350,000	
2. 受取寄付金		
受取寄付金	1,965,723	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	800,000	
4. 事業収益		
自主事業収益	918,579	
5. その他収益		
受取利息	26	
雑収益	19,685	
経常収益計		4,054,013
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託費	0	
印刷製本費	8,154	
旅費交通費	679,314	
生活支援費	3,108,422	
通信運搬費	446,249	
消耗品費	426,277	
水道光熱費	186,382	
賃借料	40,460	
保険料	12,000	
諸会費	45,400	
租税公課	16,800	
支払手数料	88,830	
新聞図書費	11,980	
その他経費計	5,070,268	
事業費計		5,070,268
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託費	60,000	
会議費	6,000	
旅費交通費	6,660	
通信運搬費	90,090	
消耗品費	58,627	
賃借料	59,670	
租税公課	1,600	
支払手数料	41,087	
その他経費計	323,734	
管理費計		323,734
経常費用計		5,394,002
当期正味財産増減額		△ 1,339,989
前期繰越正味財産額		2,749,057
次期繰越正味財産額		1,409,068



# 貸借対照表

2024年 8月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
現金預金	1,625,837	
未収金	0	
貯蔵品	11,000	
立替金	6,270	
前払費用	0	
流動資産合計		1,643,107
2. 固定資産		
固定資産合計		0
資産合計		1,643,107
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
未払金	234,039	
前受金	0	
流動負債合計		234,039
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		234,039
<b>III 正味財産の部</b>		
前期繰越正味財産		2,749,057
当期正味財産増減額		△ 1,339,989
正味財産合計		1,409,068
負債及び正味財産合計		1,643,107

事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科目	法的支援	生活支援	市民啓発	政策提言	事業部計	管理部	合計
<b>I 経常収益</b>							
1. 受取会費					0	350,000	350,000
2. 受取寄付金			19,835		19,835	1,945,888	1,965,723
3. 受取助成金等		800,000			800,000		800,000
4. 事業収益	648,295		209,624	60,660	918,579		918,579
5. その他収益	1,000				10,000	9,711	19,711
<b>経常収益計</b>	<b>649,295</b>	<b>800,000</b>	<b>229,459</b>	<b>60,660</b>	<b>1,748,414</b>	<b>2,305,599</b>	<b>4,054,013</b>
<b>II 経常費用</b>							
(1) 人件費							
人件費計	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費							
業務委託費					0	60,000	60,000
印刷製本費			8,154		8,154		8,154
旅費交通費	377,246	143,175	53,040	105,853	679,314	6,660	685,974
生活支援費		3,108,422			3,108,422		3,108,422
通信運搬費	78,894	332,900	12,417	22,038	446,249	90,090	536,339
消耗品費	22,338	362,915	36,229	4,795	426,277	58,627	484,904
水道光熱費	51,753	112,832	7,276	14,521	186,382		186,382
賃借料	3,960		36,500		40,460	59,670	100,130
保険料	6,664	2,529	937	1,870	12,000		12,000
諸会費	19,104	18,250	2,686	5,360	45,400		45,400
租税公課	16,800				16,800	1,600	18,400
支払手数料	600	88,230			88,830	41,087	129,917
新聞図書費	10,780		1,200		11,980		11,980
会議費					0	6,000	6,000
<b>その他経費計</b>	<b>588,139</b>	<b>4,169,253</b>	<b>158,439</b>	<b>154,437</b>	<b>5,070,268</b>	<b>323,734</b>	<b>5,394,002</b>
<b>経常費用計</b>	<b>588,139</b>	<b>4,169,253</b>	<b>158,439</b>	<b>154,437</b>	<b>5,070,268</b>	<b>323,734</b>	<b>5,394,002</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>61,156</b>	<b>△ 3,369,253</b>	<b>71,020</b>	<b>△ 93,777</b>	<b>△ 3,321,854</b>	<b>1,981,865</b>	<b>△ 1,339,989</b>

# 財産目録

2024年 8月 31日現在

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	35,024		
ゆうちょ銀行	1,590,813		
貯蔵品			
商品券	11,000		
立替金			
後日振込返金分	6,270		
流動資産合計		1,643,107	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			1,643,107
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
8月分立替経費	199,195		
8月分立替経費(クレジット)	34,844		
流動負債合計		234,039	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			234,039
正味財産			1,409,068

# 監査報告書

特定非営利活動法人 RAFIQ  
代表理事 田中 恵子 殿

2024年11月17日

特定非営利活動法人 RAFIQ  
監事 興津 慶

私ども監事は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、2023年9月1日から2024年8月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果について、次のとおり報告致します。

## 1 監査の方法及びその内容

私ども監事は、理事会への出席を心がけ、理事及び使用人等と適切に意思疎通を図りながら、必要な情報の収集に努めるとともに、監査環境の整備に尽力してまいりました。理事会では、事業運営全般に関する意見交換や情報共有を行い、組織運営の現状についての把握に努めました。

また、2024年11月14日には、代表理事である田中氏、理事である麻下満理奈氏、及び理事就任予定者である吉田裕美氏の同席の下、当職が業務監査及び会計監査を実施致しました。なお、麻下氏及び吉田氏はいずれも経理責任者としての職務を担っており、財務関連事項についての説明及び資料提供を行うため、監査に出席いただきました。

当法人は、設立間もない段階における業務運営の正確性と透明性を確保するため、認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワークが作成した『NPO法人のための業務チェックリスト』を活用し、監査を実施致しました。当職は、まず重要な決裁書類等を精査し、業務及び財産の状況を詳細に調査しました。さらに、会計帳簿及び関連資料を調査し、貸借対照表、活動計算書等の計算書類、その附属明細書ならびに財産目録の妥当性を確認致しました。

これらの監査活動及び理事会での情報収集を総合的に踏まえ、当該事業年度の事業運営及び財務状況が適切かつ健全であることを確認し、監事としての責務を果たしたことを報告致します。

## 2 監査意見

### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上のとおり、当法人の業務及び財務状況について監査を実施し、適切かつ健全であることを確認致しました。本報告書の内容について、監事一同、連名で責任を負うことをここに表明致します。

監事

濱口 公子 (署名)

濱口公子

興津 慶 (署名)

興津慶